

周南市新南陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

周南市新南陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市新南陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例

周南市新南陽総合福祉センター条例（平成15年周南市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同条第8号中「通所介護及び」を「通所介護、第1号通所事業並びに」に改め、「第83号）」の次に「第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前法」という。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。

第6条第1号中「第3条第1号から第5号まで」を「第3条第1号及び第2号」に改める。

第11条第1項中「第3条第8号」を「第3条第5号」に改め、同項第1号中「法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者に係る通所介護」を「通所介護」に、「法第41条第4項第1号」を「法」に改め、同項第2号中「法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者に係る介護予防通所介護」を「介護予防通所介護」に、「法第53条第2項第1号」を「平成26年改正前法」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第1号通所事業 法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、市長が定める基準により算定した費用の額

第11条第2項中「第3条第8号」を「第3条第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市新南陽総合福祉センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) デイサービス事業に関すること。</u></p> <p><u>(4) 在宅介護支援事業に関すること。</u></p> <p><u>(5) 給食サービス事業に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する通所介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）に規定する介護予防通所介護を行うこと。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(休館日)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する通所介護、第1号通所事業並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）<u>第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前法」という。）</u>に規定する介護予防通所介護を行うこと。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(休館日)</p>

現行

第6条 総合福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 日曜日（第3条第1号から第5号までに規定する事業を行う施設に限る。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) (略)

(利用料金)

第11条 第3条第8号に規定する事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者に係る通所介護 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者に係る介護予防通所介護 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

改正案

第6条 総合福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 日曜日（第3条第1号及び第2号に規定する事業を行う施設に限る。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) (略)

(利用料金)

第11条 第3条第5号に規定する事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通所介護 法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 介護予防通所介護 平成26年改正前法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 第1号通所事業 法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、市長が定める基準により算

現行	改正案
2 利用料金は、 <u>第3条第8号</u> に規定する事業を行う者にその収入として収受させる。	<u>定した費用の額</u> 2 利用料金は、 <u>第3条第5号</u> に規定する事業を行う者にその収入として収受させる。